

平成 2 8 年度防災訓練計画（案）

国立市行政管理部防災安全課

平成28年度訓練方針

1. 関東・東北豪雨や熊本地震を踏まえた災害対応力の向上

昨年発生した鬼怒川の堤防決壊による水害や、今年4月の熊本地震では、自治体職員の初動体制の役割分担が明確化されておらず、災害への即応性を欠くケースが多く発生した。国立市においても、震度5強以上の地震に対しては全庁的に災害対応業務を行うため、各部署の職員が発災時の初動体制や、応急復旧業務を理解し対応できるよう、職員の訓練への参加を増やし、職員の自助等を含めた災害対応力の向上を図る。

2. 実践的、効果的な訓練の推進

訓練実施にあたっては、関東・東北豪雨や熊本地震を踏まえてより実践的な訓練を行うほか、訓練の方法については、前回の課題点を取り入れ、実働訓練や図上訓練など実際の判断や行動を伴う方式により実施する。

3. 多数の主体が参加し連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくため、関係機関や災害時における協定の締結先など、多数の主体が参加する訓練の実施に努め、相互補完性を高める。

【個別の訓練ごとの目標】

- ①風水害対応訓練は、平成 27 年度の浸水想定区域情報伝達訓練を拡充し、風水害に備えて避難所の開設や避難勧告等の発令の手順確認を含めた対応訓練を実施し、住民の適切な避難に向けた体制の構築を図る。また、国土交通省により多摩川の浸水想定区域の指定・公表があるためそれにあつた内容とする。
- ②国立市総合防災訓練では、市民・職員の防災行動力の向上、関係機関や協定業者との連携体制の強化を目標に倒壊家屋等からの救出救助活動、初期消火活動に重点を置き自助・共助の促進を図っていく。関係機関や協定業者については、訓練への物的もしくは人的協力を要請し、協定内容に準拠した活動を実施する。
- ③市の初動体制確保のため、非常参集訓練及び参集報告訓練を実施する。
国立市総合防災計画の周知及び初動体制構築のため各課で簡易な初動マニュアルを作成し、発災直後の行動の徹底を図る。
- ④災害対応図上訓練は、平成 27 年度は健康福祉部と子ども家庭部の職員を対象に訓練を実施した。平成 28 年度においても対象部署を変えて地域防災計画や事業継続計画に基づいた災害対応を行う図上訓練を実施する。
- ⑤市医師会との合同訓練を実施し、災害時における医療救護活動体制の充実及び連携強化を図る。
- ⑥避難所運営訓練は、避難所運営委員が避難所運営のノウハウを習得するため、テーマを決めて訓練を企画実施する。
- ⑦災害時における協力協定を締結している事業者と災害時に窓口となる部署との間で連絡体制の確認を行うことにより連携強化を図る。(締結している全協定先を対象とする。)

次年度以降の課題

- ①震災時における情報の集約及び発信に関する訓練
- ②職員に対する国立市総合防災計画等の周知方法、研修等の充実

〔訓練の種類・実施時期・対象者〕

No.	種 類	実 施 日	対 象 者
1	風水害対応訓練	平成28年7月	市職員、 浸水想定区域内の要配慮者施設
2	災害対策本部設営訓練	実施時期未定	防災安全課
3	応急給水訓練 (スタンドパイプ)	随時実施	指定参集職員 東京都水道局
4	し尿搬入訓練	実施時期未定	道路下水道課、ごみ減量課、防災安全課、東京都下水道局、協定業者
5	総合防災訓練	平成28年8月28日午前中	部長職以上、市職員、消防団他
6	非常参集訓練	平成28年10月	全職員(近距離通勤者は除く)
7	各課初動業務マニュアル作成	実施時期未定	各課
8	応急給水訓練(拠点訓練)	平成28年10月	給食センター、教育委員会職員、東京都水道局
9	被害認定調査研修	平成29年2月	各部2～3名
10	参集報告訓練(メール送信)	平成28年10月	全管理職
11	医療救護対策訓練	平成28年11月	国立市医師会、保健センター
12	り災証明訓練	平成28年12月上旬	課税課、市民課
13	災害対応図上訓練	平成29年1月(平日の午前中)	特定の部の職員
14	避難所運営訓練	随時実施	指定参集職員
15	防災機器習熟訓練	随時(複数回実施予定)	各防災機器を使用する担当職員
16	通信訓練(MCA無線)	毎月定期的に実施	MCA無線を配備した施設と担当課
17	応援協定活用訓練	平成28年11月	担当職員
18	避難所施設簡易判定訓練	随時実施	指定参集職員 ほか

〔訓練の概要〕

●風水害対応訓練【平成28年7月 ※実施済】

1. 目的

市内で避難勧告などを発令する基準や市民への伝達方法を確認する。

浸水想定区域内の要配慮者施設に対し、避難準備情報等の情報伝達の手順を確認する。

2. 内容

気象条件や河川の増水状況に応じた避難勧告の発令（時期・地域）について検討を行う。

また、発令時の情報伝達は市長室、情報管理課、市民課が実施するため、その手順についても確認を行う。今年度は市民への周知を行う市民課とともに周知ルートや広報文の検討を行う。

防災安全課が電話やFAX、メールにより、対象となる要配慮者施設に情報伝達を行う。要配慮者施設は、電話などで情報の受領確認を行う。

●災害対策本部設営訓練【実施時期未定】

1. 目的

発災後速やかに災害対策本部の設置を行えるようにする。

2. 内容

防災安全課職員が、27年度に作成した庁舎東側臨時事務室内の災害対策本部レイアウトを参考に実際の機器などを搬入した設営訓練を実施する。機器や設備については総務課と協議をする。

●応急給水訓練（スタンドパイプ）【随時実施】

1. 目的

東京都水道局より貸与されているスタンドパイプによる応急給水資器材の取扱方法について、資器材の配備先である各小中学校の指定参集職員が熟知する。また、市職員により地域住民に対して資器材の取扱方法を指導できるようにする。

2. 内容

東京都水道局の職員もしくは防災安全課職員により、実際の消火栓を使用して、スタンドパイプにより送水し、応急給水栓を設置する一連の操作方法について指定参集職員が指導を受け、その取扱方法を習熟する。

●し尿搬入訓練【実施時期未定】

1. 目的

市と下水道局との間で締結している「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入に関する覚書」について、災害時にし尿の搬入が円滑に実施できるよう訓練を行う。

2. 内容

国立市のし尿受入先である北多摩二号水再生センターにて、連絡体制の確認及び災害時にし尿搬送を行う協定業者とともに、実際に投入口へバキューム車を配置して実施手順を確認する。

●総合防災訓練【平成28年8月28日（日）】

1. 目的

- ① 市民・職員の防災行動力の向上。
- ② 関係機関や協定業者との連携体制の強化。

2. 内容

- ① 市民を対象に各種体験型訓練を実施する。
- ② 関係機関との協定により物資の提供や人員協力の訓練を行いさらなる連携強化を図る。
- ③ 発災直後の初期消火や救助活動の重要性を体感してもらう。
- ④ 総合防災計画に基づく関係各課の応急復旧業務を行い市職員の防災力向上を図る。

3. 訓練会場

矢川上公園

4. その他

午前8時45分の防災行政無線によるサイレン吹鳴により発災の合図とする。

●非常参集訓練【平成28年10月】

1. 目的

国立市総合防災計画に定める非常配備体制の確保と、徒歩または自転車による参集ルート上にある危険箇所の確認等を含む参集の体験をする。

2. 内容

あらかじめ発災想定時刻を設定し、参加者は徒歩または自転車で市役所まで参集する。なお、遠距離通勤者については、自宅から途中まで半分を徒歩・自転車により、残りを公共交通機関により参集する。原則として近距離通勤者（自転車等で通勤する）を除く全職員が参加することとする。

なお、業務等の都合により参加できない職員も含め、非常参集訓練の対象となる職員には、あらかじめ参集経路を作成し、所属長へ提出させることとする。

●各課初動業務マニュアル作成訓練【実施時期未定】

1. 目的

国立市総合防災計画周知及び初動体制構築のため各課で初動マニュアルの作成を行う。

2. 内容

国立市総合防災計画に記載されている応急復旧業務をベースに、各課で初動体制に必要な事項をまとめた A4 用紙 1～2 枚程度の簡易マニュアルを作成する。作成したマニュアルは個人で携帯するほか、課内に掲示等し急な発災への速やかな業務体制の構築を図る。

●応急給水訓練【平成 28 年 10 月】

1. 目的

給水拠点開設に向け、都水道局職員との連携に習熟する。

2. 内容

中浄水所及び谷保浄水所での給水拠点開設手順を確認する。

なお、平成 25 年度に浄水所の分画化が終わり、市と水道局との覚書により、災害時には市職員が水道局職員の到着を待たずに給水拠点の開設ができるようになった。

●被害認定調査研修【平成 29 年 2 月】

1. 目的

り災証明書発行に向けた住家被害認定調査は課税課固定資産税係が中心となって行うが、早期にり災証明書を交付するために他部署の職員も調査員としての住家被害認定調査を行うことができる体制を整える。

2. 内容

各部2～3名の職員に対して住家被害認定調査の概要や調査方法を研修する。

●参集報告訓練【平成28年10月】

1. 目的

市の管理職が発災時に本人及び家族の安否、参集の可否等について報告することに習熟する。また、各部署における職員の参集状況の確認方法の検討を行う。

2. 内容

防災安全課から参加者の携帯電話に地震発生をメールで連絡し、各人が状況等を仮想して返信する。
各部署で職員の参集及び安否確認の方法を検討し、課長職はその確認方法もメールに記載する。

●医療救護対策訓練【平成28年11月】

1. 目的

協定を締結している医師会との共同訓練を実施する。

2. 内容

トリアージ訓練を実施していく。詳細については今後医師会と協議をしていく。

●り災証明訓練【平成28年12月】

1. 目的

震災時の、り災証明発行に習熟する。

2. 内容

課税課及び市民課職員を対象に、それぞれ住家被害認定調査、り災証明書交付のマネジメントができるよう、テーマを決めて図上にて訓練を行う。

●災害対応図上訓練【平成29年1月】

1. 目的

市職員の災害対応能力の向上を図る。

2. 内容

2つの部を指定し、部長以下一般職までを対象として担当する災害対応業務に関する図上訓練を行う。なお、訓練実施前には防災計画や事業継続計画等の説明及び訓練の実施方法について説明を行う。

●避難所運営訓練【随時】

1. 目的

避難所となる各学校の避難所運営委員会により訓練を実施し、避難所運営マニュアルの習熟及び検証を行う。また、地域住民が主体的に訓練を計画し、実施することで共助力の向上を図る。

2. 内容

各避難所運営委員会にて協議し、避難所運営マニュアルを実践するよう訓練内容を決定する。

●防災機器習熟訓練【随時】

1. 目的

防災機器の取扱方法を担当する部署の職員が使用できるよう訓練する。また、職員の防災意識啓発のため、若手職員に対しても訓練参加を呼び掛ける。

2. 内容

- ① 非常食(アルファ米)の炊き出し
- ② 災害用トイレや発電機等の使用方法の習熟
- ③ ウォーターパッカーの使用方法の習熟
- ④ 固定系防災行政無線の使用方法の習熟

●通信訓練（MCA無線）【毎月定期的に実施】

1. 目的

MCA無線を配備した施設職員が無線の操作に習熟する。

2. 内容

毎月あらかじめ決めた日にちに、無線機を貸与した施設職員と担当課の職員が無線进行操作し、震災時の状況報告等の訓練を行う。

●応援協定活用訓練【平成28年11月】

1. 目的

市が締結している応援協定を実際に活用できるよう訓練する。

2. 内容

災害時に協定先とやりとりを行うこととなる担当部署の職員が、FAX、メール等を活用し、災害時における連絡先の確認並びに

応援の依頼方法及び協定先からの回答についての手順を確認する。

●避難所施設簡易判定訓練【随時実施】

1. 目的

応急危険度判定を実施する前に使用せざるを得ない避難所施設に関し、施設の安全確認のため、使用前に簡易判定を行うことができるように訓練を行う。

2. 内容

避難所となる市立小中学校の指定参集職員を対象に、学校の体育館にて、建物の安全性の簡易判定をチェックシートに沿って実地で訓練を行う。また、可能であれば避難所運営委員も参加も呼び掛ける。学校の訓練に合わせての実施が望ましい。